申告書作成会場の開設について

～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和６年 ２月16日（金） ～　３月15日（金） ※ 土、日及び祝日を除きます。（注）	豊島税務署 地下会議室	豊島区西池袋 3－33－22	【受付】 午前８時30分から午後４時まで 【相談】 午前９時15分から

お持ちいただくもの

① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
② マイナンバーカード（※）

※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
- 利用者証明用電子証明書（数字４桁）
- 署名用電子証明書（英数字６文字以上16文字以下）

※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
- 運転免許証等の身元確認書類
- 通知カード等のマイナンバーが分かる書類

案内図

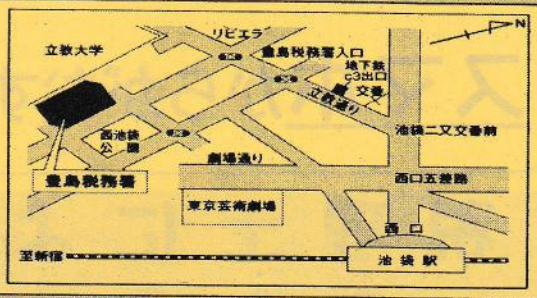

入場整理券

○ 令和５年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。

○ **入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。**

○ ３月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、**２月中の来場をお勧めします。**

○ 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。

是非、LINEによる事前発行をご利用ください。

オンラインで事前発行　友だち追加はこちらから！

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

事前に準備いただきたいこと

マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。

○ 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要

○ 申告書への自動入力が可能（控除証明書等の集計や１件ずつ入力する手間が不要）

○ e-Taxでデータ送信

マイナポータル連携の概要はこちらから！

マイナポータル連携の事前準備はこちらから！

（注）ただし、２月25日の日曜日は開場します。

○ 申告書等の提出のみの場合は、豊島税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

○ **開設期間中、豊島税務署の駐車場は使用できませんので、お車でのご来署はご遠慮ください。**

～事業所得者・不動産所得者等のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書（インボイス）発行事業者は、令和６年４月１日（月）までに消費税の確定申告を行う必要があります。

なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。

確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・**e-Tax**をご利用ください！！

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド（税額の計算方法）